

川辺川ダム「住民討論集会」に関する報道の分析

—「熊本日日新聞」「西日本新聞」の紙面における広報資料の反映に関する事例研究—

日 吉 昭 彦

1. はじめに

本稿は、熊本県で計画されている「川辺川ダム」建設をめぐる「住民討論集会」に関する「熊本日日新聞」「西日本新聞」の報道を対象に、主に広報・説明資料の紙面への反映という観点から資料および関連記事を分析し、地域の公共政策報道の特性について考察するものである⁽¹⁾。

「川辺川ダム」建設は、熊本県球磨郡相良村および五木村を建設予定地に、昭和41年に球磨川水系流域の治水計画の一つとして立案された公共事業計画であり、本稿執筆時点において未着工のダムである⁽²⁾。ダム建設反対派と推進派との相克の背景を、資料や聞き取り調査とともに丹念に検証している海は、「川辺川ダム問題は『闘争の歴史』である」と述べている（海、2003）。建設計画初期の昭和50年代の訴訟闘争から、近年にいたる住民参加型フォーラムにおける対立まで、全国的に知られたダム反対運動が展開している公共事業である⁽³⁾。

平成13年11月5日に、ダム建設反対派を中心とした市民団体「川辺川研究会」が、「ダムがなくとも70億円で治水は可能」との報告書を作成し「治水代替案」を発表すると、潮谷義子熊本県知事は、「国には、ダムが最善であることを県民に分かりやすく説明する責任がある」と述べ⁽⁴⁾、これをきっかけに県主催の「川辺川ダムを考える県民大集会（以下、「住民討論集会」）」（於相良村 平成13年12月9日）が開催された。以降、「住民討論集会」の開催は、国土交通省が主催する形となり、約一年間の間に第二回（於八代市 平成14年2月24日）、第三回（於相良村 平成14年6月23日）、第四回（於熊本県庁 平成14年9月15日）、第五回（於人吉市 平成14年12月21日）と、建設予定地や流域各地を会場に開催されている⁽⁵⁾。これらの集会の主なテーマは、治水であったが、集会開催期間中には、球磨川漁協漁業権収用問題など政治問題の浮上や、市民団体による「緑のダム構想」の発表など環境問題への焦点化がみられ、ダム建設の是非とともに、討論は多岐に渡った。

この集会は、県知事の発言を受けた形で開催され、主催者が県や国であることからも分かるところ、事業主体が市民との対話を通じて「説明責任」を果たすことを目的として開催されている。しかし、こうした集会における説明の場の担保によってのみ「説明責任」を果たしたことにならないのは言うまでもない。この集会の会場は、ダム建設によって水没することになる相良村にだけではなく、治水の影響を受ける流域の人吉市や下流の八代市などにも設けられているが、このことからも分かるように、ダム建設という事業には、利害が異なる流域全体の市民の公共空間への参与と議論への参加が欠かせないものである。「説明責任」とは、こうした市民の参加と参与をとおして果た

されるものである。

原科によれば、熊本県の住民の三分の二が「川辺川ダム」建設に反対しているながら、県議会では賛成が多数であるという。こうした事例とともに、原科は、現代社会における意志決定システムにおいて民意が必ずしも反映されないなか、公益性の判断にともなう「説明責任」には、現状で法制化された情報公開だけでなく、意志決定への参加、つまり「パブリック・インボルブメント（公衆関与）」が不可欠であると述べている（原科 2005）。本稿で、こうした公共性の創出に関する議論自体を検討するわけにはいかないが、市民の参加が「説明責任」の付帯条件であることは、「説明責任」がコミュニケーションの行為に内在する概念であることからも、一般化された考え方と言えるであろう。

一方、言うまでもなく、現代社会は、マス・メディアが公共空間を編成している時代である。特定地域での集会開催という出来事を広く社会に伝える新聞報道を通して、「川辺川ダム」問題の議論に参加するものも少なくなるだろう。広く地域社会に議論の模様を伝える地域の公共政策報道は、市民の公共空間への参与と議論への参加を促すという意味で、「住民討論集会」を伝える報道は、「パブリック・インボルブメント」を通して「説明責任」の一端を担うシステムとして機能しているといえよう。

マス・メディアを用いた行政情報の伝達過程は、広報活動の領域の一つである。行政広報の理論的概念の変遷について分析した上野は、支配的伝達媒体としての官報から、その概念に公衆関係や情報過程、行政過程などが含まれるようになったことを示している（上野 2003）が、マス・メディアを通して行政情報が伝達されるということは、単なる告知以上に「自治体と住民の『情報共有』を前提とした対話活動（上野 2003）」であり、上記の議論に続けるならば「パブリック・インボルブメント」としての特性を持つ。

上野は、自治体広報のうち、国土計画の領域は、マス・メディア情報によってカバーされやすい領域であるとしている（上野 2003）。また、寺部は、「パブリック・インボルブメント」の初期段階の方法として情報伝達活動を挙げているが、四国における調査で、大型公共事業に関する情報到達率において、地方新聞が高い到達率を示したことを明らかにしている（寺部 2004）。この意味でも、本稿において「熊本日日新聞」「西日本新聞」の報道を対象して、そのジャーナリズム活動を「住民討論集会」への「パブリック・インボルブメント」として検討する分析の視座には一定の意義があると考えられる。

ところで、公共政策論や広報研究など、それぞれの領域では成果が認められつつも、実証的に地域の公共政策報道が公共空間への参与となり得るかどうか、あるいはその参与の仕方などを検証した研究はほとんど見当たらない。また、公共事業における住民参加型フォーラムのコミュニケーション論的な研究はあっても（例えば 平川 2004、永安 2005）、マス・メディアをふまえたアプローチは少ない。足立の研究（足立 2001）では、長良川河口堰における反対運動会議の模様を詳細に分析し、会議におけるレトリックが新聞記事に反映していることを示しているが、そのほとんどは会議場面の分析である。一方、マス・コミュニケーション研究の領域でも、公共政策に関するメディ

アの内容分析の成果や、情報ソースと紙面の共鳴などを分析したものはあるが、このテーマにおける成果はほとんどみられていないし、その方法論も確立したものとは言い難い。その意味では、本研究は、事例研究の域を出ないが、分析を進めていきたい。

2. 調査の概要

本調査の分析対象は、「川辺川ダム」建設をめぐる「住民討論集会」に関する報道である。

サンプルには、広く県内のニュースを伝える熊本県の地方紙である「熊本日日新聞」の記事と、広く九州域内のニュースを伝える九州地方のブロック紙である「西日本新聞」の記事を選択した。既にダム建設は、広く流域全体の市民の参加と参与が欠かせないと述べたが、こうした観点から地域の公共政策報道の特性を分析するために、建設予定地である熊本県の県紙と九州全体のブロック紙を選択した。

このうち、「住民討論集会」が開催される直接のきっかけとなった「川辺川研究会」の「治水代替案」の発表日である平成13年11月5日から、「緑のダム構想」の提案によって「治水代替案」に変遷が見られ始めた時期で、第五回「住民討論集会」に関する報道が一段落する平成14年12月28日までを、調査範囲と設定した。この期間中に報道された「川辺川ダム」建設に関する「熊本日日新聞」の記事は110件、「西日本新聞」の記事は34件であったが⁽⁶⁾、主に「住民討論集会」直後の関連記事を選択して分析した。なお、本稿で分析を加えた新聞記事に関しては資料1に整理してあるとおりである。

集会の主な主催者である国交省は、「住民討論集会」の場で、広報・説明資料を配布し、集会期間中には、数回の記者発表を行うとともに、報道資料などの配布も行っている。表

表1. 広報資料・説明資料一覧

	タイトル	配布
集会の主な主催者である国交省は、「住民討論集会」の場で、広報・説明資料を配布し、集会期間中には、数回の記者発表を行うとともに、報道資料などの配布も行っている。表	「川辺川研究会による『球磨川の治水と川辺川ダム』に対する国土交通省としての見解について	平成13年12月3日
	第一回住民討論集会 資料 「川辺川ダム事業について（説明資料）」	平成13年12月9日
	球磨川水系の治水について	平成13年10月
	川辺川ダム建設事業Q&A	平成13年10月
	第二回住民討論集会 資料	平成14年2月24日
	第三回住民討論集会 資料 「川辺川ダム事業について（説明資料）」	平成14年6月23日
	第四回住民討論集会 資料 「第四回川辺川ダムを考える住民討論集会 OHC及びスライドショー資料集」	平成14年9月15日
	第四回住民討論集会 資料 「球磨川の治水について（説明資料）」	平成14年9月15日
	第四回住民討論集会 資料 「球磨川の治水対策について（説明資料）」	平成14年12月21日
	第四回住民討論集会 資料 「第五回川辺川ダムを考える住民討論集会 OHC資料集」	平成14年12月21日

（国土交通省 九州地方整備局 川辺川工事事務所）

1は、その際に配布された資料の一覧である。これらの資料は、ダム建設に関わる専門的な情報の掲載が中心となっており、いわば公開を通じて説明責任を果たすための補助的な情報であるが、記事のなかでの利用の分析を通じて、報道が「住民討論集会」をどのように伝え、どのように関与したかを定性的に分析するために用いる。

調査の方法として、まず、主催者側である国交省に関する説明内容を記事中から全て抜粋した。本研究は定量的な方法によるものではないので、データでは示し得ないが、これらの記事内容を整理し、記事の特徴を示した。次に整理した記事内容と、集会で国交省が提示した説明・広報資料と

を対比し、資料の活用の有無や活用のされ方など分析した。

本来なら、建設反対派の記事内容や資料の分析も行うべきであるが、今回は資料や研究スケジュール等の関係から行っていない。本調査の目的上、定性的なアプローチによるメッセージの分析を行った。以下は、調査の結果である。

3. 調査の結果

「住民討論集会」の模様を詳細に報じる記事は、基本的には集会開催の翌日に発行された新聞の記事に掲載されている。開催翌日以外は、関連する出来事とともに、断片的に住民討論集会に関する内容が掲載されているか、特集などの形で掲載される程度である。

本論の主な関心は、「住民討論集会」の報道にあるが、「川辺川研究会」による「治水代替案」の発表が、集会開催の直接のきっかけとなった経緯があるため、まずははじめに、集会開催前まで（平成13年11月5日から平成13年12月9日）の「熊本日日新聞」「西日本新聞」の報道の基本的な特性や特徴を把握しておきたい。そして、主に「住民討論集会」の翌日の記事を取り上げて分析を進めていく。なお、以下、新聞発行日等の引用の際には「西日本・日日」と記し、記事番号は資料1に対応しているので参照してほしい。

3-1 「住民討論集会」が開催されるまでの報道～報道による世論の焦点化とスキーマ～

この期間は、多くの記事が次のような構成で報じられているのが特徴である。

- 1) 「川辺川研究会」による「治水代替案」発表の出来事と研究成果の紹介
- 2) 「川辺川ダム」建設の事業費用および費用対効果に関する議論
- 3) 国交省および「川辺川研究会」や市民団体の主張
- 4) 「川辺川ダム」建設が環境に及ぼす影響
- 5) 市民・県民・国民への国の説明責任
- 6) 国と県、国と地域の関係性

既に計画から35年以上を経ていることからか、記事において「川辺川ダム」の概要に関する資料的な解説は、1) ダム建設が80年に一度の大水害を想定している点、2) 地区別にみた水害時の流量対応機能と設計、の二点にほぼ限定されている（西日本11/6-N1・11/26-N2、日日11/6-K1・11/27-K3）。基本的に「川辺川ダム」に関する情報のほとんどは、事業費用に関するもので、それは「川辺川研究会」が「70億円で堤防強化すればダムは不要」とした報告書を提出し、費用対効果が世論の注目を集めたからであろう。

「川辺川研究会」による「治水代替案」発表の翌日には、川辺川工事事務所所長の「コメントは難しい」「ダムより治水効果が上というのは間違い」（西日本-N1）「ダムより有利という理論は正しくない（日日-K1）などの発言が掲載されている。11月7日には、国交省九州地方整備局に

よる記者会見が開かれ、「熊本日日新聞」が「ダム不要論に反論 国交省」という見出しをつけ、1) 研究内容の批判、2) 費用が代替案の想定より高まるか、二重投資となる点、3) 国交省のシミュレーション結果の正常性、の3点を掲載している(日日-K2)。同様の記事は、11月26日の「西日本新聞(N3)」および11月27日の「熊本日日新聞」の記事(K3)においても見られるが、新たに発表された「治水代替案」のシミュレーション結果が詳細に報道されているのに対し、国交省のシミュレーション結果は、「正常に洪水制御できた」という、結果の要点のみ報じられている。

上記の特徴は一例であるが、基本的に報道では、新たに提出された市民団体の主張に、国交省が抽象的に反論するという形式を取っており、計画から長期間を経たダムの機能に関する広報資料などの具体的なデータが報道で用いられることはあまりなく、事業費用など世論の焦点となる内容に限定した内容が記事には掲載されている。こうしたなかで始まった「住民討論集会」報道は、後の集会開催期間中においても基本的には同様の傾向があることは留意しておく必要がある。

平成13年12月3日には、同省九州地方整備局が、「治水代替案」に反論する記者発表を再度、開いている。「西日本新聞(12/4-N3)」は、「研究会の案は堤防の安全性などで配慮に欠けている」「治水面でも費用対効果の面でも、建設は欠かせない」との反論を掲載し、安全/費用対効果の観点から国交省の主張を報じている。この記事では、同省による代替案の検討結果(八代地区と人吉・中流地区に分けて、建設費用試算した結果)のデータが掲載されている。「熊本日日新聞(12/2-K4)」は、「技術的に問題がある」「堤防の余裕高を確保しておらず安全性への配慮を欠く」との反論を掲載し、技術/安全の観点から同省の主張を報じている。

また、堤防をかさ上げする場合の高さや代替案における民家移転数と建設費、八代地区に限定した代替案の場合の費用試算などが掲載されている。

これらの記事内容を、この日に配布された報道資料「川辺川研究会による『球磨川の治水と川辺川ダム』に対する国土交通省としての見解について」と照らし合わせたものが図1-図4である。

「安全性への配慮を欠く」との記事内容は、両紙に共通の記述があるが、「熊本日日新聞」の記事例(図1傍線部)のように、図2の下線部分にある「堤防等の施設の安全性など様々な配慮が欠けている」という部分に対応している。

ある」と再び反論した。
同局の工藤監河川調査研究会が、人吉市で堤防を一
度の洪水下は可能としたのに對し、「堤防の
余裕高を確保しておらず安全性への配慮を欠く」と批判した。
同局の代替案では、二
・五次の堤防をかさ上げと
民家など五百五十戸の移
転が必要と主張。この場
合三千百億円かかり、同
ダムの治水分(千九百億

図1. 熊本日日新聞 12/4

- ② 堤防の高さについては、国土交通省の基準により、洪水時の風浪、うねり等による一時的な水位上昇に対し、堤防の高さにしかるべき余裕をとることが必要とされていることから、河川の流下能力を考える場合には、堤防等の施設の安全性を十分に確保したうえで、河川が安全に流下させることができるよう設定されている。しかしながら報告書では、ほぼ堤防満杯で流下させることとなっており、堤防等の施設の安全性など様々な配慮が欠けている。

図2. 広報資料 川辺川研究会の報告書の技術的な問題点 p1

「西日本新聞（N3）」に掲載されたデータは、国交省が試算した代替案採用の場合の費用であるが、報道資料に掲載されている図4の数表が利用されていることが分かる（図3／図4）。

断片的に報道資料が記事化されている部分も散見されるが、18ページに渡る報道資料のうち17ページを占める代替案の検討データや、過去の洪水時の洪水調整データ、水位流量換算式の解説はほとんど記事化されておらず、最後の1ページに掲載された図4の数表のみが利用されている。報道資料にあるようなダムに関する専門的な技術的解説を行う場合は、記者発表の場での言葉などを引用して、要点や要旨、キーワードを掲載するに留まっているか、資料中の「下線部や総括、まとめた図表」などがある部分のみが利用されている。

報道資料の利用という点でも、既に先立って掲載されている記事や報道が焦点化している世論に沿ったものが、選択して利用されている。つまり、記事を構成する上で、すでに報道されたスキーマに合わせた資料活用がなされているということである。ある意味で、報道は、客観的で透明な第三者とはいはず、川辺川ダム問題をめぐる集会の参加者なのであり、主観的立場の異なる利害関係者として独自のコンテクストを生産している。つまり、ステークホルダーとして、集会に「インボルブメント」しているのである。

3-2 第一回「住民討論集会」に関する報道～成果についての認識を報じる報道～

次に、第二回「住民討論集会」に関する記事について分析を行う。

「熊本日日新聞（12/10）」には、第一回「住民討論集会」の開催意義をふまえて集会での発表内容の要旨を伝える記事（第一面-K5）、集会の意義や総括（第二面総合-K6）、集会での発表内容の詳細（第三面総合-K7）の3件の記事が掲載されている。

第一面の記事においては、集会の具体的な発表内容が別紙面で掲載されているので、具体的な発

業界は、同省のダムや管
渠の建設費が、人吉
市流地区で、堤防や
地の上げなど、新た
に一千三十億円が必要と
指摘。治水面でも、費用対
効果の面でも、建設は不
かせない」と強調した。
・川辺川ダムは、人吉
市流地区で、堤防や
地の上げなど、新た
に一千三十億円が必要と
指摘。治水面でも、費用対
効果の面でも、建設は不
かせない」と強調した。
・川辺川ダムは、人吉
市流地区で、堤防や
地の上げなど、新た
に一千三十億円が必要と
指摘。治水面でも、費用対
効果の面でも、建設は不
かせない」と強調した。

図3. 西日本新聞 12/4

4. 代替案の費用対効果について

（単位：億円）

	川辺川ダムの事業費 ¹⁾ (治水分)	川辺川ダムの 代事業費 ²⁾ (治水分)	当方の 代替案	洪水調節 の便益	川辺川 研究会の 代替案
八代地区	約 260	約 30	約 70	約 1,700	0
中流域区	約 1,250	約 420	約 870	約 460	50?
人吉地区	約 390	約 130	約 1,160	約 930	20?
計	約 1,900	約 630	約 2,100	約 3,090	20?

図4. 広報資料 代替案の費用対効果について/p18

言者等は示されていないが、国交省側も代替案側も、建設費用に関する内容や、どのような工事がさらに必要か、という内容が記事化されている。

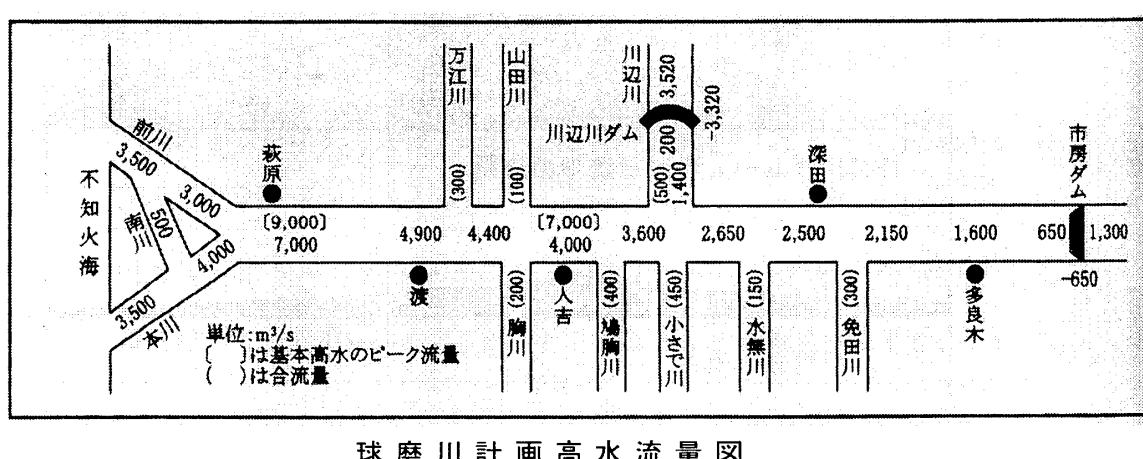
第三面総合には、集会の発言録の詳細が掲載されている記事がある。ここでは、集会での主な発表内容の要旨を「主張の骨子」として掲載している。

この記事において、出典が記載された上で、国交省の広報資料が活用されている。その資料は、1) 計画高水流量図(図5上表)、2) 費用対効果(図5下表)

の二点である。1) の



図5. 熊本日日新聞 12/10



球磨川計画高水流量図

図6. 広報資料 球磨川水系の治水について p40

計画高水流量図に関しては、集会開催一年前の平成13年に発表された「球磨川水系の治水について」という広報資料のうちの一部(図6)である。また、2) 費用対効果に関しては、集会当日に配布された「説明資料 川辺川ダム事業について」における資料が活用されているが、これは既に12月6日に行われた記者発表の際に用いられた図4の資料と全く同じものである。ここから明らかのように、記事の構成上、基本的なダム建設の背景を示すためには、既出の資料が利用され、これまで報道の焦点であった費用対効果についても、これまで記者向けの報道資料で既に一度、用いられたものが再活用されているなど、報道が焦点化する世論に沿った資料の利用がなされている傾向が

ある。説明資料は64ページに渡って治水に関する工学的なデータを解説しているが、これはほとんど利用されていない。

第一面も第二面総合も、主に伝えられているのは、集会開催の経緯や意義であり、そのため、集会を主催した熊本県知事の発言が中心に取り上げられているほか、九州地方整備局長による「誠心誠意、説明した」「十分に説明できた」「精いっぱい説明し、説明責任を果たし、代替案は難しいことが理解してもらえたのではないか」と述べたことなど、集会そのものの成果が強調される傾向も見受けられる。

「西日本新聞」の場合、12月10日は新聞発行がなされていないので、12月11日の記事となるが、集会開催に関する報道の位置付けは、基本的には「熊本日日新聞」と同様である。集会開催に関する記事が二件（26面熊本－N6／35面話題－N5）あり、集会開催をめぐる政治問題を扱った記事（2面政治・ひと－N4）が1件ある。

記事は、主に集会での発表内容の引用から構成されており、広報資料等の明確な活用は特に見られていない。国交省の発言をまとめると、26面には1) 2.5メートルの堤防かさ上げが必要であること、2) 新たに2100億円必要となること、の2点が、また、35面には1) シミュレーションの結果、1965年以降の洪水は川辺川ダムで調整可能、2) ダムの入水量の予測制度は上がっており、過剰放水は起きないこと、3) 2.5メートルのかさ上げが必要なこと、2) 流域の景観がだいなしになること、の4点から代替案への批判が掲載されている。いずれも、資料を通じて集会現場で加えられた分析であり、大枠の分かりやすい数字が示されていることが分かる。

集会の模様を現場から報じている典型的な例として、記事中に「川岸の風景を映し出した5メートル四方の巨大スクリーンを持ち出し、堤防の代わりに発砲スチロールのブロックを積んで『球磨川の景色は台なしになる』と、視覚で訴えた」との記述があり、国交省が視覚に訴えたプレゼンテーションを行ったことが報じられている。

また、2面の政治・ひと欄で、九州地方整備局長の「精いっぱい説明した。これで説明責任は果たせたのではないか」との言葉が引用されているように、集会における国交省の政治的対応としての説明責任に関する内容が示されている。

このように、第一回「住民討論集会」開催直後の報道では、集会の焦点であったダムによる治水の是非よりも、報道の論点に合わせた費用対効果に焦点が当てられ、資料等の活用に関しても同様であった。これは、集会開催前の報道の特性と基本的に変わらない姿勢である。また、イベントの報道であることから、主に集会そのものの意義を問うような報道となる傾向があり、集会参加者の成果についての認識を報じる傾向がある。このことは、議論よりも集会開催そのものが目的化していることを示しているともいえよう。

3-3 第二回「住民討論集会」に関する報道～他者排除のレトリック～

第二回「住民討論集会」が開催された翌日の平成14年2月25日の記事は次のとおりである。

「熊本日日新聞」には、第二回「住民討論集会」の模様（第一面－K8）、一般討論における賛成

派・反対派の声（第二面総合-K9）、集会における国交省側・市民団体側の発表・議論内容の詳細（第三面総合-K10）の3件の記事が掲載されている。

第一面の記事は、集会の進行に沿って記事が構成されている。第一回「住民討論会」に関する第一面の記事と比較すると、県主催で開催され県知事のコメントが多くを占めていた第一回集会の記事とは対照的に、第二回集会の記事では、国交省側・市民団体側、そして推進派・反対派の主張がバランスよく報じられているのが特徴であろう。

国交省の主張をまとめると、1) ピーク流量やその算出方法に妥当性がある、2) 九州のほかの河川と比べても大きすぎることはない、の二点が記事化されている。集会での発言内容に関して、例えば、九州大学大学院教授が「雨の降り方で流量ピークは変わる。実績流量だけでは不十分。森林も成長しちゃなしどうない」として、市民団体側を批判したことが報じられているが、九州地方整備局長のコメントは「説明責任は果たしていくが、ダム着工と必ずしもリンクしない。県収用委員会の手続きを含め、肃々と事業を進める」というものである。

記事においては、国交省側の人物が実名で報道される場合は、集会の成果に関する感想や、今後の意気込みなどが抽象的に用いられる傾向がある一方、技術的な内容に関する具体的な記事内容のほとんどは、専門家の発言である。国交省側の抽象的な発言は、しばしば記事のなかの「かみあわない／平行線」といったテクストと共に表象されている傾向にある。足立は、こうした発言を他者を排除する「パートナースティックなレトリック」と呼び、一般に「行政の硬直性」と呼ばれるものが、行政と市民の会話のメカニズムになかにあるとする（足立 2001）。記事のテクストは、足立によれば、読者が公共事業の問題を体験する感覚だという。いわば形式的な説明に終始している話者と新聞読者との「会話」が生産するテクストである。一方、それはまた新聞と読者との「会話」が生産するテクストであり、報道を通じて硬直した感覚が生産されているということである。

第三面総合の記事は、国交省と市民団体の集会での発表内容の要旨および専門家討論の内容を、

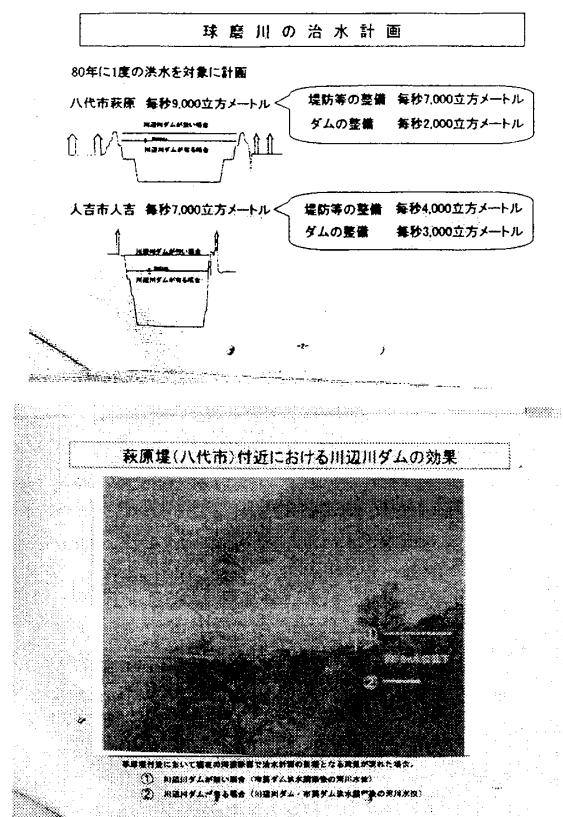


図7. 広報資料 第二回住民討論会
説明資料 p3/p4

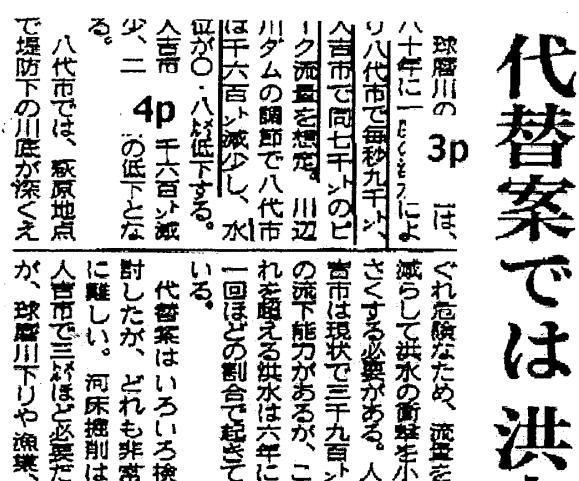


図8. 熊本日日新聞 2/25

両者それぞれ同分量で掲載した記事である。基本的には、発表内容の要旨であることから、会場での発表内容の抜粋なのか、あるいは広報資料の活用なのかを、明確にわけることはできないが、記事掲載内容と国交省の広報資料と合致する部分を整理しておきたい。

記事内では、文章による要旨が掲載されいるため、活用されているのは基本的な流量等や費用などの数値である。例えば、国交省の説明資料のp3およびp4(図7)と、記事内容とを対比すると分かるように、複数の資料の要点が一つの記事(図8)を構成していることが分かる。

また、この記事には、ダムを建設せずに下流で堤防を建設した場合の「町の変化」に関する解説が加えられているが、説明資料にはダムを建設せずに堤防をかさ上げした際のイメージが写真が示されている(図9)。ある意味で、想定される読者としての住民の目線、いわば環境認識が加えられつつ、説明資料が活用されて、記事が構成されているのである。

さらに、説明資料には、「人吉地区の最大流量の経年変化」の表が掲載されているが、記事では「六年ごと」のように端的に要約されて利用されている。図10は、説明資料「球磨主要地区の流量確率図」であるが、この資料の解説文である

「ピーク流量は妥当」という文章は、第一面の記事に全く同一の文章が掲載されている。広報資料には、詳細な地区・施設別の専門的な資料が掲載されているが、紙面においては、基本的なデータが繰り返されて、記事を構成している。

次に「西日本新聞」であるが、集会開催に関する記事が三件(三面総合-N7/24面熊本-N8/30面事件・人・話題-N9)掲載されている。基本的には、どの記事も集会の進行の流れに沿った記事の構成となっている。

記事中の国交省の説明内容は次のようなものである。

三面総合の記事では、「ステージいっぱいに球磨川の断面図や実物大のブロックを持ち出して『ダムなしでは洪水時の水位が大幅に上がり、危険』と聴衆の視覚に訴えた」と報じられている。

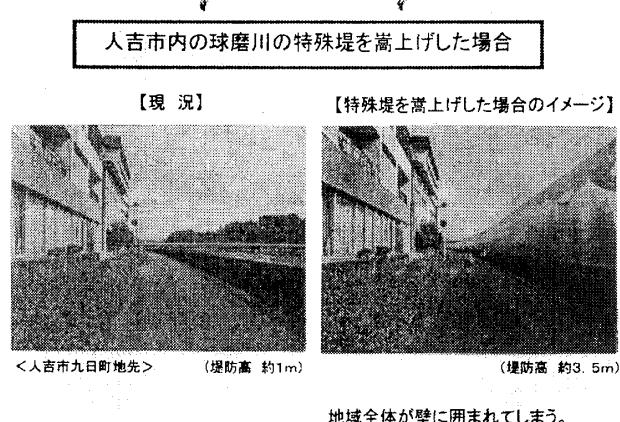


図9. 広報資料 第二回住民討論会説明資料 p9

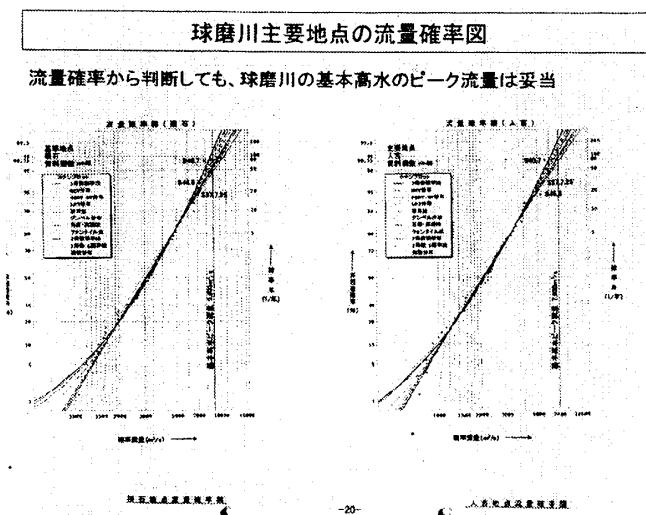


図10. 広報資料 第二回住民討論会説明資料 p20

こうした、プレゼンテーションの手法に関して報じるのは、「西日本新聞」の第一回「住民討論集会」の報道と同様の傾向である。この文章の後、「反対派の武器はデータ」と報じられており、国交省の主張とはやや対照的に描かれている。ただ、反対派の場合も、記事中にデータの掲載はなされていない。

24面（熊本）の記事では、反対派の資料開示要求に対して、「『何度もこれまでも説明しましたが・・・』と従来の主張を繰り返した」「従来通りダムの妥当性を説明する」などのように、国交省の説明や主張の変化のなさを報じる傾向にある。また、同省九州地方整備局の話として、「『ダム事業の進ちょく状況にかかわらず、今後も説明責任を果たしていく』と集会継続に意欲をみせた」との内容が掲載されている。30面（事件・人・話題）も同様であるが、「西日本新聞」の記事の焦点は、主に「住民討論集会」の政治化にあるといえるだろう。これは、例えば、記事中に、球磨漁協関連の政治問題が多くを占めている点からも明らかである。また、「西日本新聞」の報道では、第二回「住民討論集会」の特徴が「泥沼化／平行線／議論深まらず／溝がうまらない／出口の見えない討論／『審判のいないボクシング』熊本県幹部／かみあう気配をみせず／やじと怒号が飛び交い／第一回と同じ光景／繰り返し」など、多くの言葉で形容されており、ある意味でネガティブなイベントの成果に関する論評が報じられている。

このように、第二回「住民討論集会」開催直後の報道に関しては、「熊本日日新聞」と「西日本新聞」とで、異なる姿勢が見られている。「熊本日日新聞」は、双方の主張内容の詳細に加え、市民の声なども掲載するなど、公的議論の空間としての「住民討論集会」の模様を報じているが、「西日本新聞」は、集会そのものを世論相克の政治空間として描き出しているのである。それぞれの新聞が市場とする空間の違いによる、地方と地域の距離感覚の違いもあるだろうか。そこには「インボルブメント」の度合いの違いが明確に存在しているようである。

広報資料の活用という点では、「熊本日日新聞」の記事と説明資料との対比から、言語メディアとしての新聞の特性が理解できる。それは、必要なデータを端的にまとめて一記事を構成するという特性や、読者という読むオーディエンスの目線に立ちつつデータを提示する仕方である。ある意味で、報道と広報は、異なる「ことば」で会話をしている。しかし、既に述べてきたように、新聞報道も自らのスキーマによってパートナリスティックな記事構成を行っているのであるとすれば、そこには他者排除の構造を見て取ることができる。異なる「ことば」で説明をする国交省の話者、自らの認識的コンテクストを示す新聞記事、そして公共事業の問題を体感する読者は、相互に他者を排除する構造に組み込まれ、「パブリック・インボルムメント」は機能できないままである。

3-4 第三回「住民討論集会」に関する報道～住民不在という読み換えと切斷～

「熊本日日新聞」は、第三回「住民討論集会」の開催前日（日日-K11）に、前回の集会の論点を整理した記事を掲載している。前回集会における国交省と市民団体の説明内容を比較した記事であり、断片的にデータ等が用いられている。利用されたデータは、1) 球磨川の基本高水量、2) 球磨川の洪水対応能力、3) 川辺川ダムと市房ダムによる洪水時の流量制御、の三点であった。この

うち1)のデータは第一回の集会開催後の新聞記事で、2)のデータは第二回の集会開催後の新聞記事で利用されているものである。また、3)のデータは3-3で触れた平成13年発行の国交省の広報資料に掲載されたものである。こうしたことから、この記事は、基本的に既に報道された内容の範囲で論点を整理した記事であることが分かる。

第三回「住民討論集会」の記事は、平成14年6月24日のものである。

「熊本日日新聞」の記事は、集会の開催に関する記事（30面・熊本-K13）が1件、国交省と市民団体の主張を対比し、全体の要点と治水、森林保水力、一般討論に分けて掲載した集会発言の詳細（第三面総合-K12）が1件である。

第三面総合の記事は、国交省と市民団体の主張の対比である。ここでは国交省の主張のみを抜粋するが、次のような内容となっている。

まず全体の要旨では、1)参考人の発言から、森林保水力に期待するのは危険であること、2)代替案を採択すると二重投資となること、3)代替案の科学的、具体的な根拠の要求、の3点が記事化されている。治水に関する内容では、1)萩原堤防の流下能力、2)流下能力評価の根拠、3)堤防の現状、4)河川川底の状況、5)現状で安全確保はできない点、の5点が掲載されている。また、森林保水力に関する内容は、国交省側の参考人の発言内容が掲載されているが、その内容は、1)機能は認められても、洪水時に土壤が飽和状態になること、2)森林の状態、地形や地質に左右され、有効性を示すのは難しい点、3)代替案は治水機能をやや大きく見ている点、の3点が掲載されている。

この記事では、治水に関する内容において、記事中にデータが示されているが、これらに対応する広報資料を明確に特定することは難しい。例えば、上記の流下能力評価の根拠に関して、報道では「堤防上道路や土を余分に持った部分は流下能力評価に加えない」と報じられているが、説明資料には「川辺川研究会は道路も堤防とみなしているが、道路は堤防ではない」「川辺川研究会は余盛も堤防の高さに見込んでいるが、余盛の高さは堤防の高さではない」といった解説があり、対応部分がある。データが用いられている記事でも、治水に関する記事内容の1)萩原堤防の流下能力に関しては、広報資料に記載がなく、報道で用いられているのは、集会における発言内容であることが考えられる。森林保水力に関しては、「」付で参考人の発言として引用されており、資料に対応箇所はあっても、集会における発言内容であることが明確である。

30面の記事には、「緑のダム」が一つの焦点、との記載があるが、「森林の保水力がどの程度あり、流量がどうなるかをはっきりさせないと議論がかみあわない」「全域の治水にはダムが有利」との二つの反論が国交省の説明として記事化されている。また、国交省側の参考人として森林水文学を専門とする東京大学教授が「森林の洪水調整機能は降雨量や雨の降り方などで大きく変わる。森林に期待しそぎるのは危ない」と述べたことなどが記事化されており、「治水代替案」の変遷が、集会での議論内容の多様化につながっていることが分かる。

これらの記事では、集会の進行の流れが、参加各団体や市民、知事などの声とともに報じられており、いわばパブリック・フォーラムとしての新聞の特性が理解できるものとなっている。

「西日本新聞」には、集会の開催に関する記事が2件（26面熊本-N10／30面 事件・人・話題-N11）掲載されている。両記事ともに、基本的には集会の進行に沿って流れや模様を示した記事ではあるが、集会における具体的な発言内容などは、両記事ともに取り上げられていない。記事の扱いも「熊本日日新聞」と比較するとかなり小さいものとなっている。

26面（熊本）の記事では、国交省が「治水は八代地区だけのものではない。流域全体の安全確保のためにも河川改修と併せたダム建設は必要」と、代替案に反論したことが示されている。また、30面（事件・人・話題）の記事では、「ダム代替案は事業の二重投資、科学的、技術的な根拠に欠け、議論の進め方に無理がある」「今回の議論は過去二回の中身の繰り返しになったが、問題点が明確になり、住民の理解も深まると認識している」といった、総括的な発言内容が掲載されている。

30面の記事では、「賛成派・反対派とともにデータや計算式を提示して説明しているが、互いに科学的な根拠やデータを要求するなど、噛み合わない」と、集会を論評している。また、流域首長の声として「とても議論を会場が理解している雰囲気とは思えない」とのコメントを掲載している。このように具体的な集会での発言内容が「西日本新聞」の記事に掲載されていない背景には、集会参加者、ひいては新聞読者と、集会での討論者に乖離があるのでなかろうか。つまり、集会の内容は過剰に専門的でありすぎ、またそれは新聞読者にとっても専門的でありすぎる、ということである。

平川は、北海道の河川開発の事例から、「行政機関の専門知と住民の環境認識との構造的格差」に着目し、河川管理者の専門知を「ドミナント・ストーリー」、住民の環境認識にたった対抗的な語りを「オルタナティブ・ストーリー」と呼び、多様な意味付けと経験の相互承認によるプロセスを経て、両者が連続性を持って合意することの重要性を指摘する（平川 2004）。しばしば、両者は『範形化』された語りや専門知を『読み換え』た語りをすることで、『切断』されているともいう。新聞報道が、「住民討論集会」にインボルブメントする意義の一つは、記事によってこうした「ドミナント・ストーリー」を噛みくだいて、分かりやすく解説し、報道によって集会に参加する市民の「オルタナティブ・ストー



図11. 西日本新聞 6/24



図12. 熊本日日新聞 6/24

リー」へと繋げることではなかろうか。

しかし、「西日本新聞」の記事は、流域首長という立場の参加者に皮肉を語らせて、一般の市民に対して説明責任を果たす場が、専門的なデータの応酬となっていることに間接的に懐疑的な姿勢を示すのみである。その姿勢は、記事に掲載された写真に明確にシンボライズされている（図11）。それはまさしく新聞の環境認識にたった「住民不在」という「オルタナティブ・ストーリー」による「読み換え」であり、ここには行政と市民、報道の三者の「切断」があるのである。

「熊本日日新聞」は、県紙として、具体的で詳細な内容を報じ、集会イベントとともに、パブリック・フォーラムとして市民的議論に参加するメディアとしての役割を果たしている。紙面に掲載された写真（図12）の主体が参加者であることは一目瞭然で、「西日本新聞」とは対象的である。

3-5 第四回「住民討論集会」に関する報道～日常的営為と職業的情報～

第三回から第四回集会までの期間では、「西日本新聞」「熊本日日新聞」とともに主に地域政治や、市民団体、自治体の活動に関連する記事が掲載されている。

この期間、「熊本日日新聞」は、「ここが論点」というタイトルの特集を掲載している（連載8回-K14～K20）。「住民討論集会」関連の内容に、計7回を割き、集会での議論内容がデータとともに7回にわたって掲載されている。本稿では紙面の都合上、詳細な分析を行うことはできないが、「ここが論点2」では、基本高水流量を決定する際の計算方法「雨量確率法」の解説が、「3」では、川辺川ダムでの治水計画の概要が、「4」では、「治水代替案」を採用した場合のシミュレーション結果が、「5」では、球磨川の流水能力と川辺川ダムと市房ダムの役割に関する内容が、「6」では、国交省の代替案の場合の費用試算が、「7」では、費用対効果が、「8」では、森林保水力に関する内容が、それぞれ取り上げられている。テーマをみても明らかのように、基本的にこれまでの「住民討論集会」報道の概要となっており、資料に関しては、既に新聞記事で掲載されたものが再利用されやすい傾向にあった。

第四回「住民討論集会」が開催された翌日の平成14年9月16日の新聞記事は、過去の住民討論会の記事と比較すると、扱いが小さくなっている。

「西日本新聞（30面-N12）」の場合は、紙面の一段分を使った集会の概要が報じられたのみで、集会での発表内容などは、ほとんど報じられていない。国交省の主張も、国は真っ向から反論した、と短く記されているのみである。

「熊本日日新聞」の場合は、過去の集会では、第一面のほか、別紙面での記事が2件みられていたが、第四回の場合は、第一面の集会開催に関する報道（第一面-K21）と詳細な発表内容（第三面-K22）の二つの記事である。

集会開催に関する記事（第一面）では、集会での論点として、1) 洪水被害の実態、2) 基本高水水量、3) 現況河道流量、4) 計画河道流量、の四点に整理されている。その具体的な内容は、第三面で掲載されている。第三面の記事の見出しには「論点の整理進む」とあるが、これが第四回の集会の報道の特徴である。

第一面に掲載された国交省の説明内容としては、「球磨川の治水にはダムが最適」「森林の保水力を過大に評価している」との反論が掲載されている。

第三面の記事は、国交省と市民団体の主張の要旨をまとめた後、専門家討論の論点4点（基本高水水量／現況河道流量／計画河道流量／球磨川の洪水による死亡者数）を発言録として掲載している。主張の要旨では、森林の保水能力に関する主張が掲載されているが、要旨となっており、対応する広報資料は特に見当たらない。それ以外の説明内容においても、専門家の発言録として掲載されているため、基本的には、集会当日の発表内容であり、対応する広報資料は明確ではない。

基本高水水量に関しては、1) 雨量確率法の妥当性、2) 市民団体への質問、3) 参考人の専門家の発言、4) 基本高水水量7000トンの妥当性、が発言録として掲載されている。対応する広報資料としては、1) の雨量確率法の妥当性に関して、第四回資料の「わが国の治水計画では雨量確率が基本」という部分がある。この雨量確率法に関する資料は、国交省が第三回の集会で提示した資料とほぼ同様のものであり、「熊本日日新聞」は第三回と第四回の集会開催の間に、別の解説記事でこの雨量確率法に関する記事を掲載していることから、この集会の後には利用されてはいない。2) の市民団体への質問が記事となっているように、集会でのやりとりを紙面で再構成しているのが全体的な記事の特徴である。

現況河道流量に関しては、1) 流域全体でダムを調節をする点、2) 業務検討報告書の位置付け、3) 八代の萩原堤防付近の改修と川辺川ダムの併用、が発言録として掲載されている。現況河道流量に関するまとめでありがながら、国交省の計画の概要が記事になっているのは、やや論点と記事内容が異なっていることを示している。これは、集会でのやりとりが紙面を構成しているからであろう。

「熊本日日新聞」が報じるように、「論点の整理」が行われたとしても、集会の報道では、集会の中での議論や討論の模様がドキュメント的に報じられるため、時に論点から横に逸れた議論内容も、紙面に掲載される場合がある。また、実際、説明資料にあるのは、国交省がまとめた「異論者の代替案の論点」という資料に掲載された「異論者の主張」と「国交省の見解」というもの（説明資料「球磨川の治水対策について」p21）で、両者の異なる「ことば」が併置されているのみである。さらに、過去の報道のスキーマが集会報道に反映することについては既に述べたが、この集会開催前に「熊本日日新聞」は「ここが論点」という特集を連載しており、「論点の整理」も明確にスキーマに沿った形で行われている。

限られた紙面で出来事を伝える新聞において、論点の整理とは、日常のジャーナリズム活動の営為である。これは新聞記事の内容が、新聞紙というメディアの特性によって構成されたり、日々のジャーナリズム活動から得られた情報から構成されることからも当然のことである。一方で、情報を公開し説明責任を果たす行政において、手順に沿った資料の提示は、日常の広報活動の営為である。しかし、この両者の日常的な営為の生産物が、私的で職業的な情報であり続けるならば、市民とともに公共空間で議論を生み、説明責任を果たし得ることは期待できないであろう。

3-6 第五回「住民討論集会」に関する報道～ヒューマン・ドキュメントとしての劇場集会～

第五回「住民討論集会」が開催された翌日の平成14年12月22日の新聞記事は、「熊本日日新聞」が3件、「西日本新聞」が2件である。

「熊本日日新聞」は、集会の開催に関する記事（第一面－K23）と、解説（第三面－K24）、集会での主張の要旨や論点別発言内容の整理（第三面－K25）の3件を掲載している。

第一面の開催に関する記事では、集会での論点を7点提示し、市民団体、熊本県、国交省の担当者の各コメントが掲載されている記事である。国交省に関しては、九州地方整備局河川部長の「説明責任を十分に果たしていると認識しているが、治水での開催を求められれば、今後も応じていく」と述べたことが掲載されている。これは、市民団体側が説明責任を果たしていないとのコメントを述べたことに対応しているものである。

第三面の記事では、1) 要旨、2) 洪水調整、3) 具体的な治水計画、4) 費用対効果、5) 森林の保水力など、に分けて発言内容が整理されている。そのうち、広報資料と対応箇所があるのは、1) 要旨のみである。この要旨では「治水対策はダムのほか、川幅を広げたり、河床を掘り下げる方法などがある」とまとめられているが、第五回の説明資料の治水案の検討表に対応している（図13）。その他の部分は、会場での議論・討論の内容をまとめたもので、質問や回答などが記事になっている。広報資料は用いられていないか、過去にも報道された内容と重なっている内容である。集会が5回目となり、重複する討論テーマも多く、広報資料の活用も開催の回を数えるにつれて少なくなっている。

こうしたなか、「熊本日日新聞」の第三面の解説記事では、国交省が「球磨川流域全体を考えるダムが最善」との説明に終始したと報じられ、「説明責任の在り方として、代替案を批判するだけよかったです」と、同省の姿勢に批判的な解説が付されている。

「西日本新聞」は、集会開催および集会の模様に関する記事を2件（26面熊本－N13／30面事件・人・話題－N14）掲載している。両記事とも、ダム推進派が参加者を大量動員した点に焦点が当てられている記事であり、人間模様が中心に記事化されている。

第五回「住民討論集会」の報道から、集会が繰り返されるなかでの、新聞報道の特徴が理解でき

川辺川ダム案と比較検討案

治水代替案	主な影響	主な弊点	主な事業量	費用事業費
複合施設による治水	・人気蒸留器などの複合施設では治水の容量や効率性が低くなる。 ・ゆうゆう堤では治水のため河川敷地内に砂防堤が建設される。 ・高さが増すことで、周辺の木林が伐採される。 ・木林の伐採が森林資源を守るために植樹によって補償される。 ・木林の伐採によって生じた、落葉が堆積して泥濱にはなる。	・河川内の木林を伐採する影響が大きい。 ・ないしは治水堤への影響が少ない。	用地面積：約4ha 事業費：建設費：約550万 維持管理：16歳 敷設面積：約32ha	約2,300億円
川辺川ダム	・工事の着工は高さを嵩上げするため、治水の容量や効率性が低くなる。 ・ゆうゆう堤では治水堤が建設される。 ・木林の伐採が森林資源を守るために植樹によって補償される。 ・木林の伐採が大きくなると、木下りやアユ等への影響が懸念される。	・工事の着工は高さを嵩上げするため、治水の容量や効率性が低くなる。 ・木林の伐採が森林資源を守るために植樹によって補償される。	用地面積：約5ha 事業費：建設費：約320億 維持管理：12歳 敷設面積：約20ha	約4,000億円
治水構造物による治水	・川辺川ダムは治水の容量や効率性が低くなる。 ・ゆうゆう堤では治水堤が建設される。 ・木林の伐採が森林資源を守るために植樹によって補償される。 ・木林の伐採が大きくなると、木下りやアユ等への影響が懸念される。	・川辺川ダムは治水の容量や効率性が低くなる。 ・木林の伐採が森林資源を守るために植樹によって補償される。	用地面積：約5ha 事業費：建設費：約300億 維持管理：12歳 敷設面積：約20ha	約3,000億円
人工治水堤（堤防方式）	・川辺川では、治水堤の嵩上げにより、治水の容量が消滅する。 ・ゆうゆう堤の本筋部分が嵩上げになる。 ・せき止めの本筋が嵩上げされる。 ・治水堤が大幅縮小となる。荒川までに長崎堤を残す。	・川辺川治水堤の下流については、川辺川ダムが建設が取り扱われる。	用地面積：約1,000ha 事業費：約200億 維持管理：12歳	約12,000億円
治水構造物と治水施設の複合案	・治水構造物（治水堤上げ式、治水構造物）による治水の容量や効率性が低くなる。 ・ゆうゆう堤の本筋部分が嵩上げになる。 ・せき止めの本筋が嵩上げされる。	・川辺川は治水堤に隣接して治水堤工事と並行して治水構造物が嵩上げされる。	用地面積：約2,000ha 事業費：建設費：約150億 維持管理：12歳	約15,000億円
治水構築	・治水構築（治水堤上げ式、治水構造物）による治水の容量や効率性が低くなる。 ・ゆうゆう堤の本筋部分が嵩上げになる。 ・せき止めの本筋が嵩上げされる。	・治水構築の一番多い嵩上げをするだけでは工事を行うことであるため、川辺川治水堤に隣接して治水構造物が嵩上げされることがある。	用地面積：約2,000ha 事業費：建設費：約150億 維持管理：12歳	約20,000億円
川辺川ダム案	・川辺川治水堤の嵩上げが可能であるため、川辺川治水堤に隣接して治水構造物が嵩上げされる。	・川辺川治水堤の嵩上げが可能であるため、川辺川治水堤に隣接して治水構造物が嵩上げされる。	用地面積：約3ha 事業費：建設費：約40億 維持管理：12歳	約1,400億円

図13. 広報資料 第五回住民討論会説明資料 p46

る。「熊本日日新聞」の記事構成は、全五回を通じて、ほぼ共通のフォーマットで記事が構成されているが、集会が繰り返されるにつれ、集会の人間模様などを記事化するヒューマン・ドキュメンタリー色が強くなっている。「西日本新聞」の場合は、その傾向がより顕著であった。毎回の記事としての特色や違いを出すのも、書き手の営為の一つであることをふまえれば、繰り返される集会の報道の中に、こうした特徴が反映することもある。しかし、ある意味で、記事の「劇場」化が見られ始めてきているということでもある。

不偏不党を理念とするジャーナリズムとは異なり、集会参加者は、各々が明確な意見や主張、利害を持ち、説得的コミュニケーションを行う、ときに組織的な主体であり、ステークホルダーである。ジャーナリズムが自らが劇場フォーラムとなることは、こうしたステークホルダーとともに、ラウンドテーブルにつき、パブリック・インボルブメントの役割を果たすことにはならないだろう。

4. まとめ

以上、川辺川ダム建設をめぐる「住民討論集会」に関連する「熊本日日新聞」「西日本新聞」の報道記事を、広報資料の反映という観点から分析してきた。

既に各項で述べてあるが、簡略に分析の知見をまとめておきたい。報道の特性として、第一に、過去の自らの報道のスキーマに沿った記事が構成されていることが挙げられる。報道は、客観的で透明な第三者とはいえず、川辺川ダム問題をめぐる集会のステークホルダーとしての特性を持つことが明らかになった。第二に、集会の成果についての認識を報じる傾向があることが挙げられる。この特性から、議論よりも集会開催そのものが目的化している側面があることが分かる。第三に、「パトナリスティックなレトリック」という会話的な概念から、他者を排除する構造が、報道にも広報にも内在していることを示した。結果的に、新聞を通じて集会に参加している市民が排除されるならば、報道を通じたパブリック・インボルメントは成立し得ない点を指摘した。第四に、集会参加者それぞれの異なる「ことば」として、専門知と住民の環境認識に着目し、両者の「ことば」の違いと解釈の違いによって生まれる断絶があることを挙げた。新聞報道も、こうした環境認識を記事中で示すことで、しばしば、行政と市民、報道の三者が断絶していることがある。第五に、報道と広報の両者が、日常的な営為によって、私的で職業的な情報を用いていることがあり、それによる公共的議論は成立しない場合があることを指摘した。第六に、報道の劇場化は、自らが参与者とならない現象を生み出すことを述べた。

結論を述べるならば、メディア・コミュニケーションの様式において、報道が「パブリック・インボルブメント」として機能してはいることは認められても、「川辺川ダム住民討論集会」の記事分析の事例から、地域の公共政策報道が公共空間への参与となり得るかどうかに関しては、批判的にならざるを得ない。しかし、これは、「熊本日日新聞」の詳細でねばり強い報道への努力とはまた別に、そして説明責任を果たそうと膨大な資料を編纂した事業主体とも、地域の市民の熱い想いとも別に、行政と市民、報道の三者が共通の「ことば」を模索する必要があるということである。

註

- (1) 本稿は、国土交通省九州地方整備局の委託研究の一部であり、同省報告書「河川情報等調査検討業務報告書」を大幅に加筆訂正したものである。
- (2) 川辺川ダムの計画に関する資料は、現在、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所」のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/kawabe/> 2005年3月閲覧) で公開されており、本稿で用いる「住民討論集会」で配布された説明・資料なども入手できる。
- (3) ダム建設反対派による出版物なども数多く見られている。例えば、福岡 1999、天野 2001、川辺川ダム問題ブックレット編集委員会 2005などを参照のこと。
- (4) 『熊本日日新聞』(2000)「ダム最善？ 国に説明責任」平成13年11月29日
- (5) 本稿執筆時点での「住民討論集会」は第9回を数えている。なお、調査範囲を第五回までに限定した理由は、調査の概要にも記してあるとおりである。
- (6) サンプルの抽出は、複数のコーダーが担当して行った。定性的な分析部分は、筆者による単独分析である。

参考文献

- 足立重和 (2001) 「公共事業をめぐる対話のメカニズム－長良川河口堰問題を事例として」、航橋晴俊編
「講座環境社会学－加害と被害と解決過程」有斐閣
- 天野礼子 (2001) 『いらない』集英社
- 福岡賢正 (1999) 「川辺川ダムは必要か」 蔦川正義、久野国夫、阿部誠編『ちょっとまで公共事業－環境・福祉の視点から見直す』大月書房
- 原科幸彦 (2005) 「公共計画における参加の課題」、原科編『市民参加と合意形成－都市と環境の計画づくり－』学芸出版社
- 平川全機 (2004) 「合意形成における環境認識と「オルタナティブ・ストーリー」－札幌市真駒内川の改修
計画から－」『環境社会学研究』、第10号
- 海 有一 (2003) 『子守唄の里から いまダム建設が問いかけるもの』葦書房
- 川辺川ダム問題ブックレット編集委員会 (2005) 『川辺川ダムはいらん！住民が考えた球磨川流域の総合治水
対策』花伝社
- 国土交通省九州地方整備局 (2005) 『河川情報等調査検討業務報告書』
- 永安顕子 (2005) 「検討会議のエスノグラフィー」、町村敬志・吉見俊哉編『市民参加型社会とは－愛知万博
計画過程と公共圏の再創造』有斐閣
- 寺部慎太郎 (2004) 「公共事業におけるパブリック・インボルブメントの導入効果分析」『高知工科大学21世
紀COEプログラム 各研究分野の研究概要と成果』(<http://www.kochi-tech.ac.jp/coe21/result/>
2005年3月閲覧)
- 上野征洋 (2003) 「行政広報の変容と展望－理論と実践のはざまで－」、津金澤聰廣・佐藤卓己編『広報・
広告・プロパガンダ』ミネルヴァ書房

■資料1 分析対象となった新聞の見出し記事一覧および関連の出来事

日付	主な関連の出来事	熊本日日新聞	西日本新聞
2005年11月 6日	「川辺川研究会」が治水代替案を発表		
2005年11月 7日	国交省がダム不要論に反論	K1 民間研究グループ「川辺川ダムは不要」堤防かさ上げで代替 費用70億円、工事費は1割	N1 「能力不足の川辺川ダム不要」治水は堤防強化で地元団体が代替案発表 費用も10分の1に
2005年11月 8日		K2 ダム不要論に反論 国交省	
2005年11月27日			N2 焦点 川辺川ダムは必要か 建設計画3つの争点 防災機能に賛否 「費用対効果」疑問も 環境への影響不透明
2005年11月28日		K3 考・川辺川ダム 治水、利水で不要論も	
2005年12月 4日	九州地方整備局が治水代替論に反論する記者発表		
2005年12月 5日	扇田交相が闇議後の会見で代替案を否定	K4 「かさ上げなど技術的に問題」国交省九州地方整備局 ダム不要論に反論	N3 民間代替案に国交省再反論 ダム必要性強調
2005年12月10日	第1回住民討論集会(相良村・約3000人)		
2005年12月11日		K5 川辺川ダム討論平行線 住民大集会に3000人 知事「説明責任は不十分」相良村	
		K6 潟谷知事あいさへ 精いっぱい説明した 国交省まだ議論は不十分 反対派 討論を自己締括	
		K7 川辺川ダム議論白熱 12・9住民大集会詳報 洪水は堤防強化で 安全性の考慮ない	
2005年12月12日	国交省が漁業権収用を県収用委員会に裁決申請		N4 地元同意目指した県 県民の反発恐れた県 川辺川ダム強制収用知事容認 重なった両者の思惑 県民集会 説明責任を強調
2005年12月12日			N5 攻防川辺川ダム 住民大集会 激論…かみ合わず 専門的主張聴衆戸惑い 再討論も止める声も
2005年12月12日			N6 賛否平行線のまま 川辺川ダム 3000人激論7時間
2005年12月15日	「川辺川研究会」が国交省へ治水に関する申し入れ書を送付		
2006年 2月17日	「水源開発問題全国連絡会」(水源連)が治水代替案を発表		
2006年 2月25日	第2回住民討論集会(八代市・約1400人)		
2006年 2月26日		K8 川辺川ダム 治水論議 平行線のまま 1400人が参加、討論集会	N7 焦点 公開討論会 出口なき川辺川ダム論争 両派かみ合はず漁協対立も再燃 収容委審理は長期化必至
		K9 会場からの声 洪水が減るなら…／代替案は実態分かっていない 干涸消滅で漁師苦しむ／放流による洪水を懸念	N8 第2回川辺川ダム住民討論集会 反対派「国は時間稼ぎ」国交省、集会継続に意欲
		K10 ピーク流量主張譲らず 川辺川ダム討論集会 代替案では洪水防げず	N9 川辺川ダム住民討論集会 国と反対派また平行線 森林の保水能力で激論
2006年 3月 6日	九州地方整備局が自民党県議団にダム計画の説明会を開催		
2006年 3月24日	ダム反対団体が県議に「治水代替案」を説明する機会を要請		
2006年 6月15日	広島大山根教授、「那智の原生林を守る連絡協議会」「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」が「緑のダム構想」を発表		
2006年 6月23日		K11 あす川辺川ダム討論集会 基本高水流量は? 流下能力は? 国と反対派 治水論戦へ	
2006年 6月24日	第3回住民討論集会(相良村・約1800人)		
2006年 6月25日		K12 治水、保水…接点見えず 川辺川ダム討論集会	N10 川辺川ダム討論集会 「住民不在」浮き彫り
		K13 川辺川ダム討論集会 「緑のダム構想」など論議 論点整理に時間も	N11 川辺川ダム住民集会 3回目討論も平行線 反対派と国 「治水」テーマに1800人
2006年 7月3日	自民党県議団が「川辺川ダム治水代替案検討委員会」設置決定		
2006年 7月29日	国交省と市民団体による「専門家会議」開催		
2006年 8月26日		K14 考川辺川ダム ここが論点② 川辺川ダム討論集会 基本高水流量 算出法の違いで上下	
2006年 8月27日		K15 考川辺川ダム ここが論点③ 川辺川ダム討論集会 八代地区の治水① ダムなしでも可能か	
2006年 8月29日		K16 考川辺川ダム ここが論点④ 川辺川ダム討論集会 八代地区の治水① 堤防強化で対策十分?	
2006年 8月30日		K17 考川辺川ダム ここが論点⑤ 川辺川ダム討論集会 人吉の治水対策 流量の数値で隔たり	
2006年 8月31日		K18 考川辺川ダム ここが論点⑥ 川辺川ダム討論集会 治水代替案 事業費に大きな開き	
2006年 9月 1日		K19 考川辺川ダム ここが論点⑦ 川辺川ダム討論集会 費用対効果 「1.0」より上か下か	
2006年 9月 2日		K20 考川辺川ダム ここが論点⑧ 川辺川ダム討論集会 森林の保水力 正しい機能評価不可欠	
2006年 9月16日	第4回住民討論集会(県庁・約750人)		
2006年 9月17日		K21 川辺川ダム 治水 潟埋まらず 住民集会4回目 堀り下げた論戦展開	N12 川辺川「治水」 論点山そろう 住民討論集会
		K22 論点の整理並む 川辺川ダム討論集会 市民団体側 流量は科学的でない 7千トンは妥当な数字 国交省側	
2006年12月22日	第5回住民討論集会(人吉市・約2540人) 治水代替案の費用を70億円→150億円に撤回		
2006年12月23日		K23 川辺川ダム 治水論議 すれ違い 住民集会5回目 県「次回は環境で」	N13 川辺川ダム問題 推進派が会場「占拠」人吉市で住民討論集会 建設業者ら「正念場」と焦る
		K24 川辺川ダム討論集会 続くすれ違い 治水論の難しさに直面 大きすぎる隔たり	N14 川辺川ダム住民討論集会 「治水」隔たり大きく建設業者ら推進派が動員
		K25 双方の主張 第5回討論集会 正なやり取り	